議案第１０５号

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年小田原市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第６条及び第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第９条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第６条、第８条及び第９条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和　８　年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

公職選挙法施行令が一部改正され、国会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担についてこれに準じた措置を講ずるため提案するものであります。